

令和6年度 第1回浜松市社会福祉審議会

日 時 令和6年5月16日(木)
13:30～15:40
場 所 浜松市役所 全員協議会室

次 第

- 1 開 会 (13:30)
- 2 副市長あいさつ
- 3 委員の紹介 …資料1
- 4 社会福祉審議会の概要 …資料3～6
- 5 委員長及び副委員長の互選
- 6 専門分科会委員の指名
- 7 その他
- 8 閉会 (13:55)

※ 閉会后、下記のとおり専門分科会を開催いたします

時間	専門分科会名	場所
14:00～14:50	高齢者福祉	第3委員会室
	障害福祉	第4委員会室
	児童福祉	第5委員会室
15:00～15:40	民生委員審査	第4委員会室
	地域福祉	第5委員会室

浜松市社会福祉審議会委員名簿（所属団体別）

資料 1

NO	所属団体	役職	氏名	新任 再任
地域住民組織				
1	浜松市自治会連合会	理事	石川 恵一	再
2	浜松市老人クラブ連合会	副会長	中条 操	再
福祉関係団体				
3	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	常務理事	中村 公彦	新
4	浜松市母子寡婦福祉会	会長	梅沢 智子	新
5	浜松市ボランティア連絡協議会	副会長	小木野 安孝	再
6	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	澤木 達治	再
7	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	坂井 久司	再
8	浜松市身体障害者福祉協議会		平野 茂雅	新
9	浜松市社会福祉施設協議会	副会長	水谷 秀夫	再
10	浜松民間保育園長会	副会長	延本 寿	新
11	浜松市浜松手をつなぐ育成会	副会長	松井 章子	再
12	浜松市人権擁護委員連絡協議会		岡本 孝子	新
保健医療関係団体				
13	一般社団法人 浜松市医師会		藤島百合子	再
14	一般社団法人 浜松市医師会		村山 恵子	再
15	一般社団法人 浜松市歯科医師会	理事	村上 祐介	再
16	一般社団法人 浜松市薬剤師会	副会長	野寄 秀明	再
17	公益社団法人 静岡県看護協会西部地区支部	副支部長	小野原玲子	新
18	特定非営利活動法人 浜松地区精神保健福祉会 明生会	理事	高柳 弘行	再
19	特定非営利活動法人 浜松地区肢体不自由児親の会	理事	澤中加奈江	新
保健医療関係団体				
20	浜松市青少年健全育成会連絡協議会	理事	鈴木 隆幸	再
21	浜松市私立幼稚園協会	会長	大塚 文俊	新
22	浜松市立幼稚園 P T A 連絡協議会	副会長	渥美 美帆	新
23	浜松市立幼稚園 P T A 連絡協議会	副会長	宮本 恵	新
知識経験者				
24	浜松市議会		露木里江子	新
25	浜松商工会議所	女性会 会長	山本 泰子	新
26	国立大学法人浜松医科大学	教授	須田 隆文	再
27	聖隷クリストファー大学	准教授	泉谷 朋子	新
28	聖隷クリストファー大学	教授	江口 晶子	新
29	聖隷クリストファー大学	教授	川向 雅弘	新

令和6年度浜松市社会福祉審議会事務局名簿

資料2

No.		所属	補職名	氏名
1	健康福祉部		部長	小松 靖弘
2	健康福祉部	福祉総務課	課長	前嶋 卓志
3	健康福祉部	福祉総務課 指導監査担当	担当課長	村松 奈美
4	健康福祉部	福祉総務課 人権啓発センター	副参事（所長）	中村 英克
5	健康福祉部	障害保健福祉課	課長	榊原 克人
6	健康福祉部	障害保健福祉課 精神保健福祉担当	担当課長	稲葉 友亮
7	健康福祉部	高齢者福祉課	次長（課長）	亀田 岳史
8	健康福祉部	高齢者福祉課 医療・介護推進担当	担当課長	坂本 田佳子
9	健康福祉部	介護保険課	課長	谷口 弘記
10	健康福祉部	障害者更生相談所	所長	鈴木 英之
11	健康福祉部	医療担当	担当部長	平野 由利子
12	健康福祉部		参与	板倉 称
13	健康福祉部	健康医療課	次長（課長）	西崎 公康
14	健康福祉部	健康増進課	参事（課長）	渥美 雅人
15	健康福祉部	精神保健福祉センター	参与（所長）	二宮 貴至
16	健康福祉部	保健所	保健所長	西原 信彦
17	こども家庭部		部長	吉積 慶太
18	こども家庭部	こども若者政策課	課長	園田 俊士
19	こども家庭部	子育て支援課	次長（課長）	小山 東男
20	こども家庭部	子育て支援課	家庭支援担当課長	仲谷 美樹
21	こども家庭部	幼保支援課	参事（課長）	井川 宜彦
22	こども家庭部	幼保運営課	課長	大橋 泰仁
23	こども家庭部	児童相談所	参与（所長）	鈴木 勝
24	学校教育部	教育総務課 学校・地域連携担当	担当課長	鈴木 健一郎
25	学校教育部	教育支援課	課長	南瀬 悦司

※事務局は、担当課長以上とします。

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項

を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（関係条文抜粋）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

浜松市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として浜松市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 民生委員の適否に関すること。
- (2) 障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 地域福祉に関すること。
- (5) その他の社会福祉に関すること。

(所掌事務の特例)

第2条の2 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定に基づき、母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定に基づき、母子保健に関する事項を調査審議する。
- 4 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、同条に規定する事項を調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条の2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるも

のとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門分科会)

第6条 次の各号に掲げる事項を調査審議するため、法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に、当該各号に定める専門分科会を置く。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項 民生委員審査専門分科会
 - (2) 障害者の福祉に関する事項 障害福祉専門分科会
 - (3) 高齢者福祉に関する事項 高齢者福祉専門分科会
 - (4) 地域福祉に関する事項 地域福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉、母子家庭及び父子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項並びに認定こども園法第25条に規定する事項 児童福祉専門分科会
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項のほか必要があると認める事項を同項各号に定める専門分科会に調査審議させることができる。
 - 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。
 - 4 民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

5 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会の委員の互選により定める。

6 専門分科会長は、専門分科会を代表し、会務を総理する。

7 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する専門分科会の委員がその職務を代理する。

8 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

第7条 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

(審査部会等)

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により、障害福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する里親の認定に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童処遇部会を置く。

3 児童福祉法第33条の15第2項の規定による報告に係る事項及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事例の分析に関する事項を調査審議するとともに児童福祉法第33条の15第1項の規定による通知に関する事務を処理するため、児童福祉専門分科会に児童虐待検証部会を置く。

4 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

5 児童処遇部会及び児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

6 審査部会、児童処遇部会及び児童虐待検証部会（以下「審査部会等」という。）に部会長を置き、当該審査部会等の委員及び臨時委員の互選により定める。

7 部会長は、審査部会等を代表し、会務を総理する。

8 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する審査部会等の委員又は臨時委員がその職務を代理する。

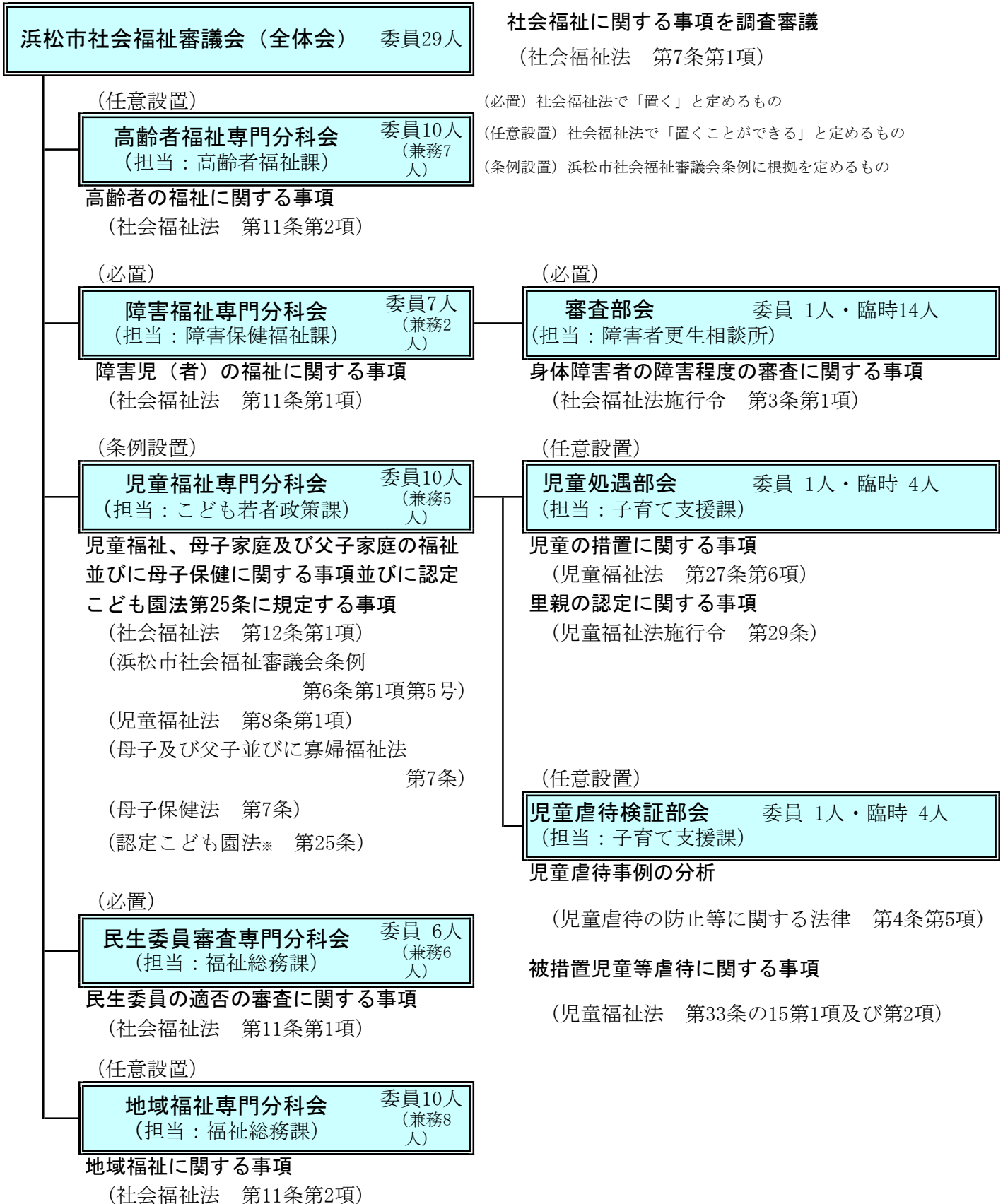
9 第5条の規定は、審査部会等の会議について準用する。

第9条 審査部会等の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審

議会が特に定める事項については、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。



※臨時委員について

（社会福祉法第9条第1項）特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

※認定こども園法について

正式名称「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

浜松市社会福祉審議会会場案内図

(浜松市役所本館 8階)

